

自転車用ヘルメットの 購入費用の一部を補助します

令和8年度

市では、自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、
自転車を利用する、あま市の住民基本台帳に記録されている児童生徒等
又は高齢者に対し、自転車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

交通事故から身を守るため、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

【対象者】

- ・ 7歳から18歳の児童生徒等
- ・ 上記対象者のヘルメットを購入した保護者
- ・ 65歳以上の高齢者（本人申請に限る）

※令和9年3月31日時点での満年齢

※補助は対象者1人につき1回限り、ヘルメットは1個まで

【受付期限】

令和9年2月26日受付締切（購入日から3か月以内に申請）

※令和8年3月1日から令和8年3月31日までに購入したヘルメットは補助対象外となります。

※受付期間内であっても予算がなくなり次第終了します。

【対象ヘルメット】

安全認証の付いた新品の自転車乗車用ヘルメット

※令和8年4月1日以後に購入したヘルメットに限ります。

※Amazon等インターネット通販で購入したものは補助対象にはなりません。必ず県内の店舗で購入してください。

※学校の通学等に使用するヘルメットを除きます。

【補助金額】

購入費用の2分の1の額で **2,000円** を限度とする

※10円未満切り捨て ※ポイント等を利用した分は、購入費用から除きます。

【必要書類】

①補助金交付申請書兼請求書

土木課にあります。市HPからダウンロードできます。

②領収証の写し（購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの）

③ヘルメットの安全基準（SGマーク等）を満たしていることが分かる書類

保証書、取扱説明書、カタログ、メーカーホームページ、現物等の提示

④振込先の通帳の写し（振込先は申請者に限る）

【申請方法】

土木課窓口へ申請してください。



主な安全認証マーク

SGマーク CEマーク(EN1078)



CPSCマーク

JCFマーク



GSマーク



申請から補助金の交付までの流れ



自転車乗車用ヘルメットを購入

店舗等で領収証（購入者氏名の記載が必要）を受取ってください。



下記の必要書類等を用意して、 土木課に申請

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②領収証の写し（購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの）
- ③ヘルメットの安全基準（SGマーク等）を満たしていることが分かるもの ※保証書、取扱説明書、カタログ、メーカーホームページ、現物提示
- ④通帳の写し（申請者に限る）

市役所から補助金交付決定通知書が届きます

補助金が振り込まれます

指定口座に入金されるまで1か月程度かかります

～～ 自転車事故に備えた保険に併せて加入しましょう ～～

愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和3年10月より加入が義務化されました。

また、自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償請求事例が相次いでいます。事故が起き、損害賠償責任を負ったときの経済的な負担を軽減するため、積極的に自転車保険等に加入しましょう。

高額賠償事例

賠償金額：約9,521万円（神戸地裁 平成25年7月判例）

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行者の女性と正面衝突。

女性は頭がい骨骨折で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償。